

保健医療関係事務事業の取扱いについて

保健医療関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 保健医療関係事務事業の取扱い
<p>1. 各種健（検）診事業に関すること （1）各種健（検）診事業は、3町の実施内容を調整し、合併時に再編する。 （2）各種健（検）診事業の自己負担額は、合併時に再編する。</p> <p>2. 母子保健事業及び予防接種事業は、美方町、香住町の例をもとに、合併時に再編する。</p> <p>3. 病院及び診療所に関すること （1）公立香住総合病院は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 （2）美方町及び村岡町が加入している公立八鹿病院組合（公立村岡病院）については、合併時に引き続き構成団体となるよう養父市と協議する。 ただし、事務処理区域は現行の美方町及び村岡町の区域とする。 （3）国民健康保険診療所は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 （4）国民健康保険診療所の診断書等の手数料及び自動車使用料は、合併時に再編する。 （5）村岡町立相岡へき地出張診療所は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議